

第39節 災害応急金融対策計画

災害の応急復旧をはかるための金融対策は、本計画の定めるところによるものとする。

主な実施機関
四国財務局徳島財務事務所，日本郵政公社四国支社，
日本銀行（徳島事務所・高松支店），県（地域経済再生課，検査金融課）

第1 政府関係金融機関の災害応急つなぎ資金

1 融資の方針

政府関係金融機関は、災害による被害を受けた地方公共団体が災害応急復旧工事を施行するために必要な資金を短期融通するものとする。

2 融資の対象

特に緊急施行を要する災害応急工事であって、当該年度内に交付見込の国庫補助金の対象となるものに限り融資するものとする。

第2 簡易生命保険資金による短期融資

日本郵政公社四国支社長は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第3 政府関係金融機関，農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、激甚災害が発生したときは、災害に関する特別な融資を行い、償還期限又はすえ置き期間の延長，旧債の借換，必要がある場合における利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるよう努めるものとする。（災害対策基本法第104条）